

特定都市河川浸水被害対策推進事業実施要領の運用について

1 特定都市河川浸水被害対策推進事業の申請

特定都市河川浸水被害対策推進事業（以下、本事業という）を実施しようとする地方公共団体または民間事業者等は事業計画を作成するものとする。なお、各事業計画は流域水害対策計画単位（策定見込みも含む）でとりまとめ、河川管理者である都道府県が別記様式により各地方整備局等経由で国土交通本省に申請するものとする。

2 事業採択の決定及び各年度の交付額

国土交通本省が実施する個別公共事業の新規事業採択時評価における対応方針の決定をもって事業採択されるものとする。

なお、新規事業採択時評価を実施する時期は、実施要領の採択基準（３）河川改修事業及び流域に係る事業を新たに申請する場合に行うものとする。

また、各年度の交付額については、予算成立後に水管理・国土保全局長から通知される額をもって決定されるものとする。

3 事業計画作成に当たっての留意事項

イ 流域水害対策計画（策定見込みも含む）に位置づけられた事業内容について事業計画を作成し実施することとし、新規事業採択時においては、費用対効果分析を含め、総合的に評価を実施するものとする。

ロ「おおむね１０年以内で完了させるもの」を本事業の採択基準のひとつとしていることを踏まえつつ、工事難易度、事業規模及び地域の実情に即し、適切に工期を設定すること。

ハ 事業用地等について

(1) 本事業では、雨水貯留浸透施設等の河川管理者以外の者がおこなう施設整備のための用地買収または補償も対象とする。

(2) 河川管理者以外の者が整備した施設の管理者は、施設の機能を十分に発揮させるため、適正な管理を行わなければならない。また、施設の適切な管理が困難な事態になった場合は、関係地方公共団体等と施設の移管等について協議するものとする。

4 事業執行に当たっての留意事項

本事業の趣旨を踏まえ、短期間で集中的に事業を実施することで、早期の効果発現を図ること。

5 事業計画の変更

(1) 事業計画の変更

- イ やむを得ず事業計画を変更する必要がある場合には、原則として「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき事業再評価を実施したうえで、変更事業計画を別記様式により国土交通本省に申請すること。
- ロ 変更事業計画は、国土交通省が実施する個別公共事業の事業再評価における対応方針をもって決定されるものとする。